

## 第7章 計画の進捗管理・目標の達成状況の評価

### 1 基本方針の評価

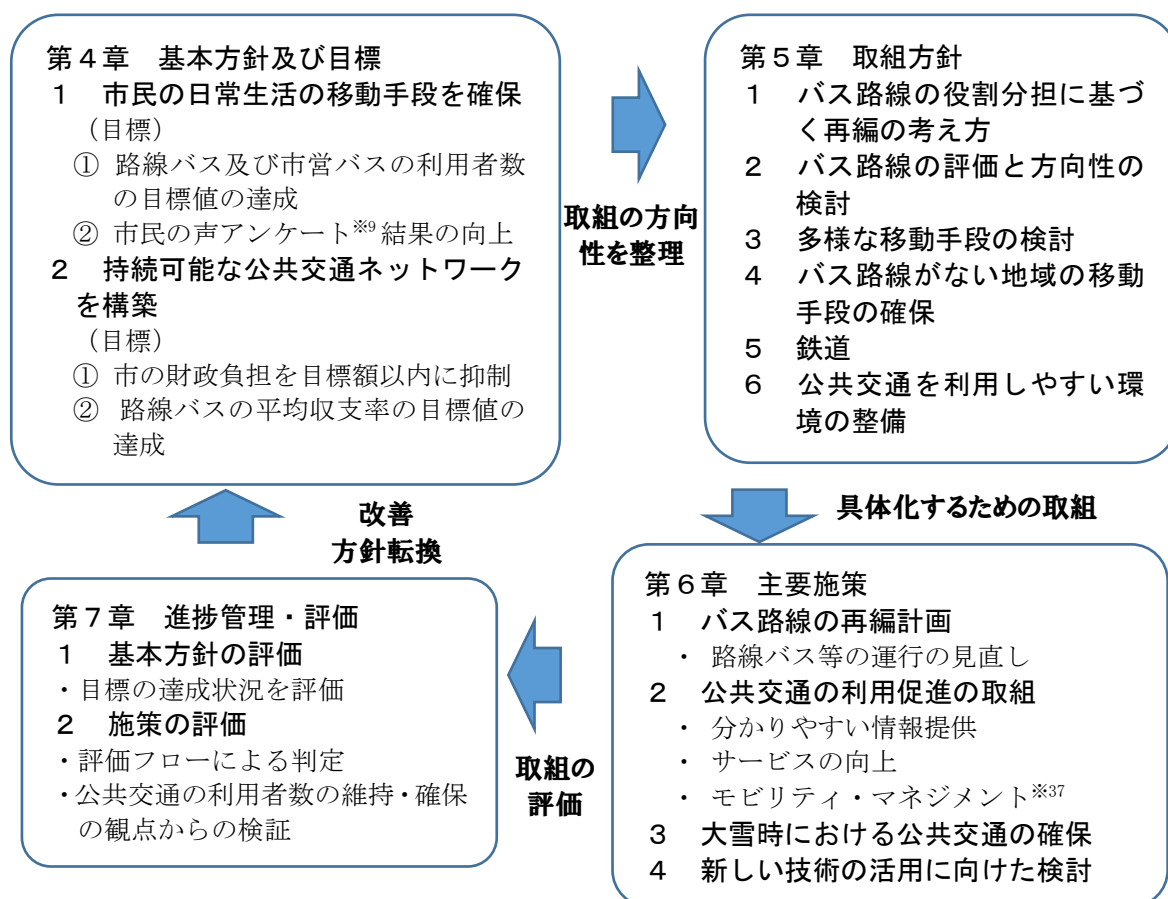
第4章では、当市の公共交通ネットワークが目指すべき方向性を基本方針として定め、達成状況を評価するための目標設定を行っている。

当該方針の達成に向け、第5章において取組方針を定め、これを具体化する施策として、第6章では地域別のバス路線の再編計画と公共交通の利用促進の取組を定めている。

本計画の基本方針の達成状況については、バス路線の再編と利用促進策からなる施策の効果の評価を行い、各施策の実施により期待される効果や、更なる改善の必要性を検証する。

これらの評価により、施策の効果が十分でないと判断された場合や、基本方針の目標の達成が難しいと判定される場合は、個々の施策の改善や方針転換を含めた検討を行うものとする。

図表 7-1 評価の概要



## 2 施策の評価

### (1) バス路線の再編の評価

地域別のバス路線の再編計画については、バス路線の再編後、毎年度、第5章2の評価フローに基づく評価と、市の財政負担への影響の検証を行うほか、第4章に定める具体的な目標達成に向けた進捗状況を分析し、これらについて地域住民と情報を共有し、住民とともに継続して見直しを行うこととする。

なお、評価フローによる評価の結果、評価結果が前回よりも悪化した場合のほか、1便当たり利用者数が1人を下回った場合、公共交通の利用状況の改善が見られない場合は、路線の更なる見直しを行う。

また、市の財政負担について、当初予定していた削減・抑制効果が見込めない場合は、その要因を分析し、改めて財政負担の削減・抑制につながる取組を検討するとともに、利用促進について、地域と協議し、改善に努めるものとする。

さらに、本計画の目標達成が難しいと見込まれる場合についても、同様にバス路線の更なる見直しや改善を行うものとする。

### (2) 利用促進策の評価

公共交通の利用促進策については、公共交通の利用者数の維持・確保への寄与の度合いの観点から、毎年度その効果を検証する。

検証の結果、施策の効果が不十分である場合のほか、本計画の目標達成が難しいと見込まれる場合は、施策の改善を図るとともに、効果の薄い施策の廃止や新たな施策の実施に取り組むものとする。

## 3 評価体制

計画の評価は、市が実施した後、その結果を地域公共交通活性化協議会<sup>※5</sup>に報告し、施策の改善や方針転換等について議論する。

また、毎年度の評価結果は、随時地域の住民と情報を共有するとともに、施策の更なる改善策等を検討する。